

66 マイナンバー制度のさらなる利活用の推進について

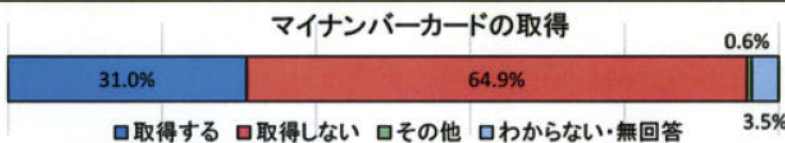
主管省庁（内閣官房、内閣府、総務省自治行政局）

【現状と課題】

直面する課題

- 平成28年1月からマイナンバーの利用、「マイナンバーカード」の交付が開始されたが、マイナンバーの利用は、「社会保障」「税」「災害対策」の行政手続及びこれに類する事務に限定されている。
また、各自治体では、「マイナンバーカード」を活用した住民サービスの検討が進められているが、行政サービスの提供のみでは「マイナンバーカード」取得へのインセンティブが十分には働いていない。
- 「マイナンバーカード」には、「券面利用（マイナンバー）」に加え、「アプリケーション搭載機能」及び「公的個人認証サービス」の3つの機能があるが、国民の利便性を向上させる利活用策が不足している。
- 国民健康保険や社会保険等の「医療情報」をビッグデータとして活用し、備蓄等に役立てることは可能となっているが、災害発生時に、「既往歴や投薬情報」などの「医療情報」を活用し、必要な薬を必要な人に確実に届けるための「個人の特定方法」については、様々な意見があり、議論が進んでいない。

全国面接世論調査（日本世論調査会）【H27年12月5日・6日調査】



行政サービスのみでの利活用では、カードの普及に限界が！



【政権与党の政策方針】

《平成28年度国予算の内容》

- ◇ 個人番号制度の導入及び利活用等に要する経費（総務省）
 - ・ 個人番号カードの普及・利活用等に要する経費 0.2 億円
 - ・ 公的個人認証サービス利活用推進事業 8.0 億円
 - ・ 携帯電話を利用した公的個人認証サービスに係る調査研究に要する経費 0.8 億円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》(P62)

- ◇ ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

《「日本再興戦略」改訂2015》(P95)

- ◇ 世界最高水準のIT社会の実現
 - ・ 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》(P22, No.86)

- ◇ マイナンバー制度の円滑な導入と利用拡大

県担当課名 地域振興課
 関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 「マイナンバーカード」を普及させるため、平時における利活用策として、
 - ・ カードの「職員証」としての利用や、「職員生協」・「社員食堂」等での料金決済など、官公庁や企業における利活用を推進する必要がある。
 - ・ 「アプリケーション搭載機能」や「公的個人認証サービス」を活用し、行政サービスの効率化はもとより、住民の利便性向上に向け、官・民をあげて取り組む必要がある。
- 切迫する「南海トラフ巨大地震」や「首都直下型地震」に対応するためには、「個人情報の漏洩」など、国民の懸念を払拭した上で、早急に、マイナンバーカードを活用して、災害時に最も必要とされる「医療情報」を入手し、的確な「治療や投薬」を可能とする必要がある。



平成29年度の政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① マイナンバーカードのICチップを活用した利活用の推進

- ・ 「マイナンバーカード」の「アプリケーション搭載機能」や「公的個人認証サービス」を先進的に利活用する自治体や企業を「モデル事業所」として指定し、事業の実施に当たっては、技術的支援や財政的支援を行うこと。
- ・ 「マイナンバーカード」を活用し、図書館の利用者証や商店街のポイントカード等、官・民が提供する各種サービスの利用をワンカード化する「マイキープラットフォーム」を早急に構築すること。

提言② 災害時におけるマイナンバーカードを活用した的確な医療情報の提供

- ・ 大規模災害の発災時に「助かった命を守る」ため、避難者自らが「マイナンバーカード」の「公的個人認証サービス」を活用し、保険者に対して「既往症や投薬情報」等の医療情報の提供を請求した場合は、保険者に迅速な情報提供を義務づけるとともに、必要なシステムを早急に構築すること。

将来像

マイナンバー制度のさらなる普及により、国民にとって利便性が高く、「安全・安心」な社会を実現！



67 ドローンの利活用推進に向けた環境整備について

主管省庁（内閣官房，内閣府，国土交通省航空局）

【現状と課題】

直面する課題

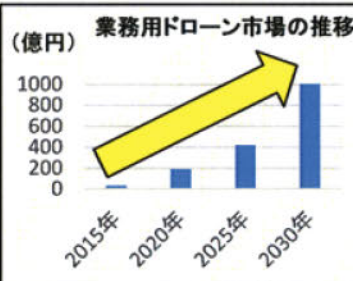
- 業務用ドローン（※）市場は2030年には1,000億円を超える市場となることが予測されており（2015年：約30億円），今後の成長分野として，産業振興のみならず，地域課題の解決など地方創生の推進にも活用が図られることが期待されている。

※正式にはUAV（Unmanned Air Vehicle）。遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる小型無人航空機をいう。

- 今後，様々な分野におけるドローンの効果的な利活用を推進するためには，地方創生特区（※）などでの実証実験を積極的に行い，その成果を集積・分析していくことで，本格的な運用に向けて必要な規制緩和等を全国的に展開していくなど，国を挙げて取り組んでいくことが重要である。

- また，特区に限らず様々な実証実験を進めていく必要があるが，改正航空法の規制の範囲内で行うには「目視飛行」や「構造物との距離の確保（30m以上）」など制約も多く，仮に事前申請を行って実施しても，進捗により実施場所や条件が変われば，再度の申請・承認が必要となる場合があり，実用化に向けての実証実験が迅速に行われないことが想定される。

業務用ドローン市場は拡大！



2015年：30億円
→**2030年：1,000億円**
（出展：日経BPクリーンテック研究所）

様々な分野において実用化に向けた実証実験が必要！

地方創生特区における 実証実験の実施



意欲ある自治体の提案
はすべて特区指定して
事業推進すべき！

国家戦略特区
WG委員の提言

政府初！ 那賀町での貨物輸送実験

3年後のドローン宅配実用化を！
（安倍首相/官民対話での発言）



庭先まで届けてほしい！
→構造物（電柱等）から
30m離す必要あり

山の向こうの集落にも宅配を！
→目視飛行でないと駄目

改正航空法の規制！

【政権与党の政策方針】

《平成28年度国予算の状況》

- ◇ 「国家戦略特区」の推進 427百万円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》（P31, P79）

- ◇ ICTの利活用による地域の活性化
- ◇ 国家戦略特区制度との連携

《「日本再興戦略」改訂2015》（P54, P91, P116）

- ◇ I o T・ビッグデータ・人口知能等による産業構造・就業構造の変革
- ◇ 「ロボット新戦略」の推進等
- ◇ 「国家戦略特区」の実現

県担当課名 地方創生推進課
関係法令等 航空法，国家戦略特別区域法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 地方創生特区において、意欲ある取組みの提案を行っている自治体について、「ドローン特区」として積極的に指定を行い、様々な場面を想定し、ドローン利活用が図られるよう、実証実験を推進する体制を強化し、支援を行っていく必要がある。
- 様々な分野におけるドローン実用化の実現が迅速に行われるよう、特に地方自治体が行う実証実験については、安全性を十分担保した上で、航空法の規制について柔軟な運用を図っていく必要がある。

徳島県UAV活用検討会の立ち上げ！

県・大学・民間事業者による UAV利活用の検討



- ・座学
(法令・安全知識の取得)
- ・意見交換
- ・操縦訓練
(操作技能の取得)

県が率先垂範した安全運用の普及啓発！



「管理要領」及び「運用指針」の策定



UAV普及啓発セミナー開催（県内3箇所）

さらに！

国の動きを待たずに徳島版特区推進！

～那賀町・ドローン特区の取組み～



魅力発信

全国へ波及！

～ドローン活用の可能性は広がる～



国の特区へ！

本格運用！

安全な利活用！

国民への普及啓発！

科学技術を活用した「日本創成」！

一億総活躍社会の実現に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 特色あるドローン活用モデルの特区指定の推進

- ・ ドローン利活用に向けた積極的な取組みや地域ならではの特色ある提案を行っている自治体を、地方創生特区の指定にあたっては「ドローン特区」として積極的に指定し、支援を行うこと。

提言② 地方自治体が行うドローン実用化に向けた実証実験における航空法の運用の柔軟化

- ・ ドローンの様々な分野での実用化を速やかに実現するために、安全性を十分担保した上で、地方自治体が大学や民間事業者等と共同で実証実験を行う場合は、航空法で必要な事前申請について、包括的な許可により、期間や場所に対しての変更の申請を不要とするなど、運用の柔軟化を図ること。

将来像

ドローンサービスの実用化に向けた実証実験の環境整備を図り、「地域経済の活性化」と「地域課題の解決」を実現！

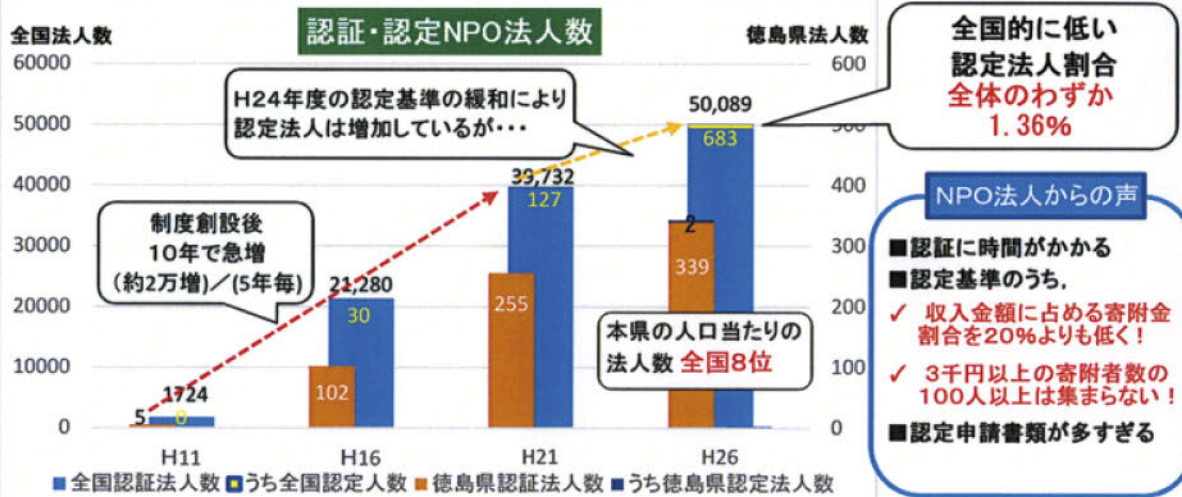
68 NPOの自主的・自立的活動の推進について

主管省庁（内閣官房，内閣府，財務省主税局，総務省自治税務局）

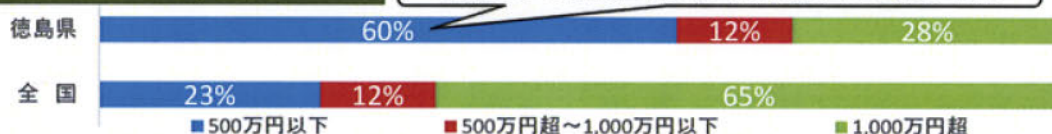
【現状と課題】

直面する課題

- 地域の課題解決に対して，住民ニーズにきめ細かに対応するNPO法人の果たす役割がますます期待されるなか，法人設立時の公告縦覧期間に2ヵ月を要するほか，認定申請の提出書類が多いなど事務手続きの煩雑さが課題となっている。
- 地方においては，多くのNPO法人が設立されているが，経営基盤が脆弱な小規模団体が多く，活動資金の調達に苦労している。
- 金融機関の口座で10年以上にわたって出し入れのない「休眠預金」を民間公益活動の促進に活用する制度創設について国民的関心が高まっている。



NPO法人の事業費規模の比較



出典 内閣府「平成27年度特定非営利活動法人に関する実態調査」

【政権与党の政策方針】

《平成28年度国予算の内容》

- ◇ 経済財政政策の推進
 - ・ 共助社会づくりの担い手の育成に係るモデル事業 31百万円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）》（P59）

- ◇ まちづくり・地域連携

《自由民主党 政策集 2014 J-ファイル》（P10, No.50）（P67, No.276）

- ◇ ソーシャルビジネス及びコミュニティービジネスの進化による新たな雇用創出
 - ・ 地域に根付いているNPOや地元企業が協力し合い，ソーシャルビジネスやコミュニティービジネスを進化させ，地域住民へのサービス向上と雇用の創出を目指す。
- ◇ 休眠預金の活用
 - ・ 休眠預金を有効に活用することを検討する。

県担当課名 県民環境政策課
 関係法令等 特定非営利活動促進法，所得税法，地方税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- NPO等への寄附促進活動が社会的に認知され、安定した活動資金の確保が図られるような方策が必要である。
- 複雑、多岐にわたる地域社会の課題解決及び地方創生に繋がる地域活性化の推進を図るためには、行政のみならずNPOなどの多様な主体との協働による取組みが不可欠であり、これを国として強力に支援することが極めて重要である。

徳島県独自の取組み

徳島県指定NPO法人制度の創設 (平成28年1月スタート)

- **PST基準を大幅に緩和した指定基準**
 - ① 収入金額に占める寄附金の割合
20%以上 → 10%以上に
 - ② 3千円以上の寄附者数 年平均100人以上
→ 年平均30人以上かつ総額15万円以上に
 - ① or ② + ③活動実績も評価
- **個人の寄附金控除(個人県民税)4%**
認定NPO法人への近道に！

ゆめバンクとくしまの設置 (平成23年9月)

ひと・もの・寄附金などの県民や企業からの支援を受入れ、必要としているNPO等へつなぐ「ゆめバンクとくしま」を設置



平成29年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 社会貢献活動団体の自主的・自立的活動を推進するための基盤強化

- ・ 民間の寄附意識の醸成、NPO等のファンドレイジング機能強化等、総合的な支援策に国の主導のもと取り組むとともに、認証における公告縦覧期間の短縮、認定基準の更なる要件緩和や申請書類の簡素化等を図ること。
- ・ 認定NPO法人への寄附税制の拡充を図ること。
 - 個人の寄附金控除について、所得控除と税額控除の選択制の堅持
 - 企業からの寄附金損金算入限度額の引き上げ など

提言② NPO等社会貢献活動団体に配慮した「休眠預金」活用制度の構築

- ・ 金融機関の口座で10年以上にわたって出し入れのない「休眠預金」を活用する制度の構築にあたっては、NPO等社会貢献活動団体に配慮し、地方の住民ニーズにきめ細やかに対応した総合的な支援策の充実を図ること。

将来像

NPOの自主的・自立的活動の推進により
「共助社会」の確立と「一億総活躍社会」の実現

69 真の分権型社会の実現に向けた地方財源の充実について

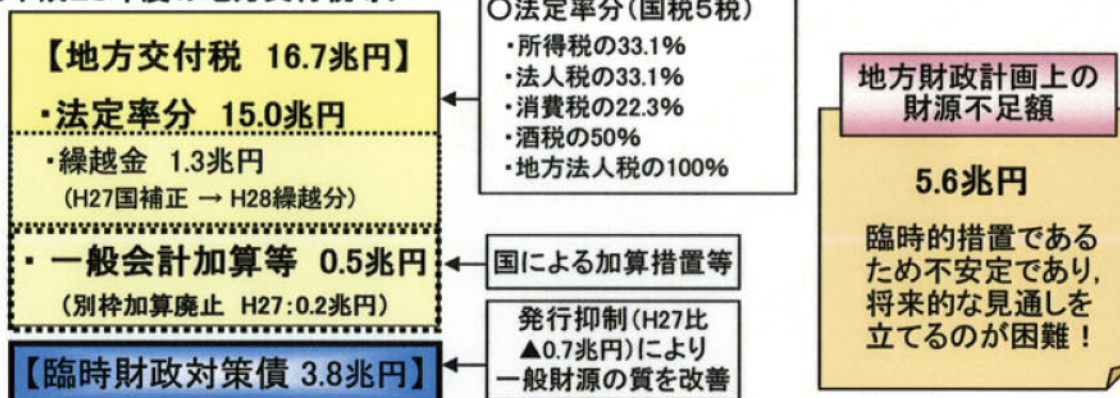
主管省庁（内閣官房, 内閣府, 総務省自治財政局・自治税務局）

【現状と課題】

直面する課題

- 本県においては、**経済・雇用対策**、大規模災害に備える**県土強靱化**、**社会保障関係費の増嵩**などに加え、国・地方共通の最重要課題である**地方創生**や**人口減少対策**に向けた取組みを加速していくため、今後も**多額の経費が生じる**。
- 平成28年度地方財政対策では、一般財源総額の確保や、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円を確保するなど、評価できるが、地方交付税は、**法定率分のみでは必要額を充足できておらず**、**臨時的な措置による補填が続いており**、平成29年度以降の**安定的な地方一般財源総額の確保が懸念される**。
- 平成28年度の税制改正では、**消費税の軽減税率導入に伴う代替税財源**について具体的な内容が**示されておらず**、また、法人住民税の交付税原資化を進め**税源の偏在是正措置**が講じられたものの、**十分ではない**。

<平成28年度の地方交付税等>



【政権与党の政策方針】

《平成28年度国予算（地方財政対策）の内容》

- ◇ 地方の一般財源総額 61.7兆円（前年度比+0.1兆円, +0.2%）
 - ・ 地方交付税 16.7兆円（前年度比▲0.1兆円, ▲0.3%）
 - ・ 実質的な地方交付税 20.5兆円（前年度比▲0.8兆円, ▲3.7%）
 - ・ 地方税 38.7兆円（前年度比+1.2兆円, +3.2%）
 - ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、引き続き1兆円を確保

《経済財政運営と改革の基本方針2015》（P25）

- ◇ 地方の歳出水準
 - ・ 一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

《自由民主党 政策集2014 J-ファイル》（P29, No.106）（P93, No.393）

- ◇ 地方税財政の充実
 - ・ 地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図る。
 - ・ 地方が自主性・主体性を発揮して地方創生に取り組むことができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税財源の充実を努める。
- ◇ 地方分権改革の推進
 - ・ 地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保する。

県担当課名 財政課, 税務課, 市町村課
関係法令等 地方交付税法, 地方税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 地方が、経済・雇用対策や安全・安心対策など、自主的・主体的に行政サービスを担えるよう、安定的な財源を確実に確保する必要がある。
- 地方税制は、地方の自主財源の根幹をなすことから、地方の意見を十分に踏まえ地方税財源の充実確保に取り組む必要がある。

平成29年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

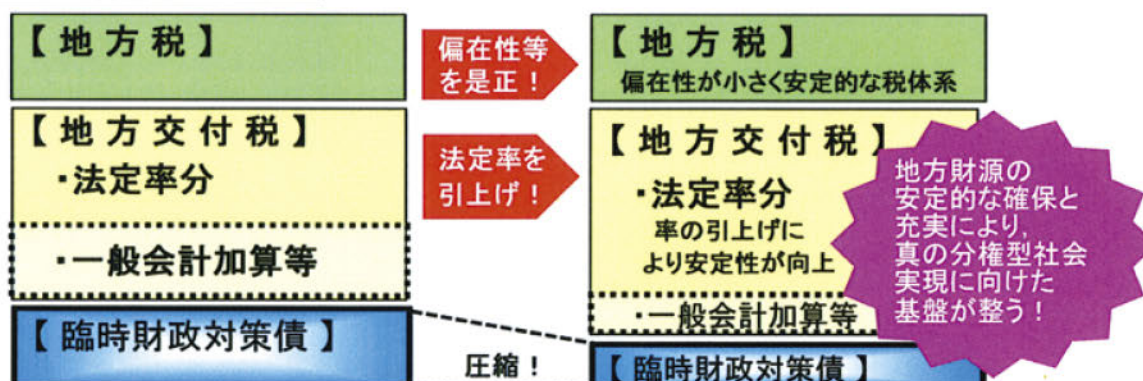
提言① 地方分権を確立するための地方交付税制度の充実

- ・ 地方分権の確立には自治体の安定的な財政運営が不可欠であることから、地方交付税については、財源保障機能の強化、自治体の財政運営の予見性向上のため、法定率のさらなる引上げにより、安定的な総額確保策を講ずること。
- ・ 地方創生をはじめ、一億総活躍社会に向けた取組みなど、地方の財政需要は増加する一方であることから、
 - ◆ 地方交付税の歳出特別枠については、地域経済活性化等の取組みを実施するため、実質的に必要な規模を確保するとともに、
 - ◆ 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、より大きな成果を上げられるよう、少なくとも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の対象となる平成31年度までの5年間は、継続して十分な規模を確保すること。
- ・ 消費税の軽減税率を導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。

提言② 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

- ・ 地方税については、地方の参画の下、地方の意見を十分に踏まえ、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に引き続き取り組むこと。

将来像



将来にわたって安定的な地方一般財源総額の確保

70 真の分権型社会の実現について

主管省庁（内閣官房，内閣府）

【現状と課題】

直面する課題

- 人口減少の克服を目指す「東京一極集中の是正」と「地方創生」の実現に向けた取組が加速している今、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤として極めて重要なテーマとなっている。
- 一方、現状の地方分権改革については、機関委任事務の廃止や必置規制の廃止など一定の成果を得つつも、例えば地方への義務付け・枠付けの見直しにおいて従うべき基準が多用されるなど、その歩みは道半ばなものとなっている。
- 平成26年に導入された「提案募集方式」により、地方の発意による改革が進んでいるが、「検討する」とされたもののフォローアップや、制度の更なる活用が課題となっている。

「提案募集方式」の課題

現行の提案対象

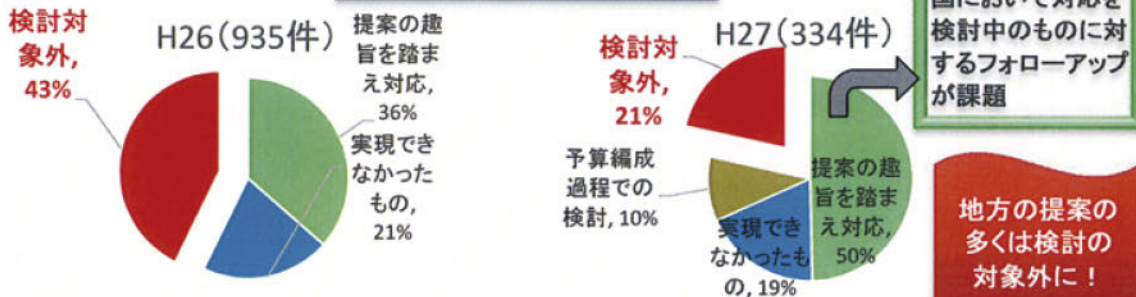
- ① 地方への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和

これら以外の提案は「対象外」



地方の提案を幅広く受け止めてほしい……

提案募集方式の状況（全国）



H26

地方からの提案の43% (400件)は、「検討対象外」として処理された。

H27～ 事前相談が義務化される

「権限移譲・地方に対する規制緩和」以外の提案は、事前相談段階でふるい落とされることとなった。

提案対象が限定的 → 地方の知恵を実現する手段として不十分

【政権与党の政策方針】

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)》(P82)

◇ 地方分権との連携

- ・ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

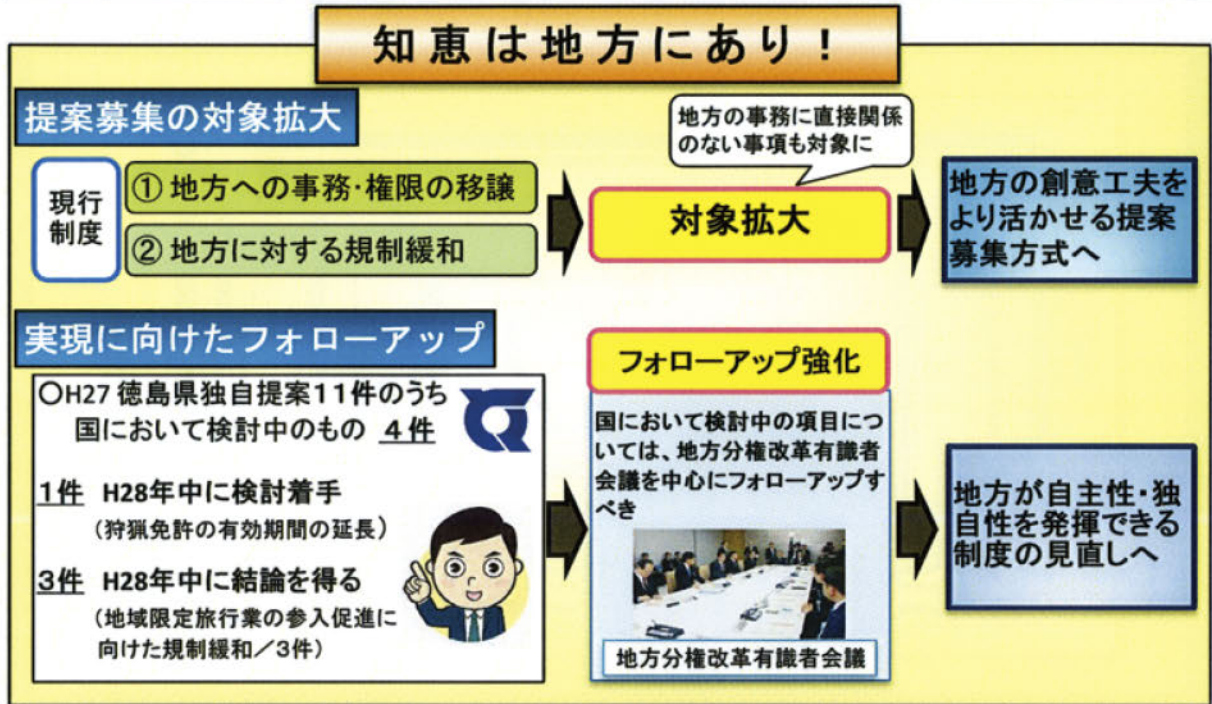
県担当課名
関係法令等

総合政策課広域連携室
地方分権改革に関する提案募集の実施方針 (H26. 4. 30閣議決定)
地方分権改革に関する提案募集要項

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 地方創生の実現に向け、地域に固有の課題を地方自らの発意によって解決するためには、自治体の事務処理についての規制緩和を進めるだけでは限界がある。国・地方の役割分担を見直す議論をより活性化させるため、地方分権改革に関する提案募集の対象を拡大するべきである。
- これまでの提案の結果が、「平成28年中に結論を得る」、「検討については平成28年度中には着手予定」とされているものについては、政府全体で責任を持って、着実なフォローアップを実施すべきである。



一億総活躍社会の実現に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 地方創生の実現に向けた「提案募集」制度の対象拡大

- ・ 地方分権改革の推進は、地方創生の基盤であるという観点から、地方の直接の事務処理に関係しない事項であっても、地域において創意工夫あふれる施策が展開できるような提案については、広く募集の対象とすること。

提言② 有識者会議を中心としたフォローアップの実施

- ・ これまでの提案に対して出された方針のうち、今後、結論を得るとされたものについては、地方の意見を十分に反映できるよう、地方分権改革有識者会議を中心に、提案の実現に至るまでしっかりとフォローアップを実施すること。

将来像

地方の「知恵」を活かした「真の分権型社会」の実現